

災害救助法に基づく「住宅の応急修理制度」について

1 事業の概要

「台風12号」により「全壊・大規模半壊又は半壊した住宅」を市町村が業者に依頼して一定の範囲内で応急修理する制度です。

2 対象世帯

以下の全ての要件を満たす世帯が対象となります。

- ① 大規模半壊又は半壊の被害を受けたこと（市町村が発行する災害証明書が必要となります）。なお、全壊の場合でも、応急修理をすることにより、居住が可能となる場合は対象です。
- ② 応急修理を行うことによって避難所等への避難を要しなくなると見込まれること。
- ③ 応急仮設住宅（民間賃貸住宅を含む）を利用しないこと。

3 所得制限等

前年の世帯全体の年収等が以下のいずれかに該当する世帯が対象です。

- ① 世帯全体の年収が500万円以下の場合
- ② 世帯全体の年収が500万円超、700万円以下で、かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯
- ③ 世帯全体の年収が700万円超、800万円以下で、かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯

ただし、大規模半壊又は全壊の住家被害を受けた世帯については、所得制限はありません。

4 住宅の応急修理の内容

住宅の応急修理は、屋根等の基本部分、ドア等の開口部、上下水道等の配管・配線、トイレ等の衛生設備等の日常生活に必要な欠くことのできない部分であって、緊急に応急修理を行うことが適当な箇所について実施します。

注1) 台風12号の被害と直接関係のある修理のみが対象です

注2) 内装に関するものは原則として対象外です

注3) 家電製品は対象外です

5 限度額

- ① 一世帯あたりの限度額は52万円です。
- ② 同一世帯（1戸）に2以上の世帯が居住している場合でも、上記①の一世帯あたりの限度額以内となります。

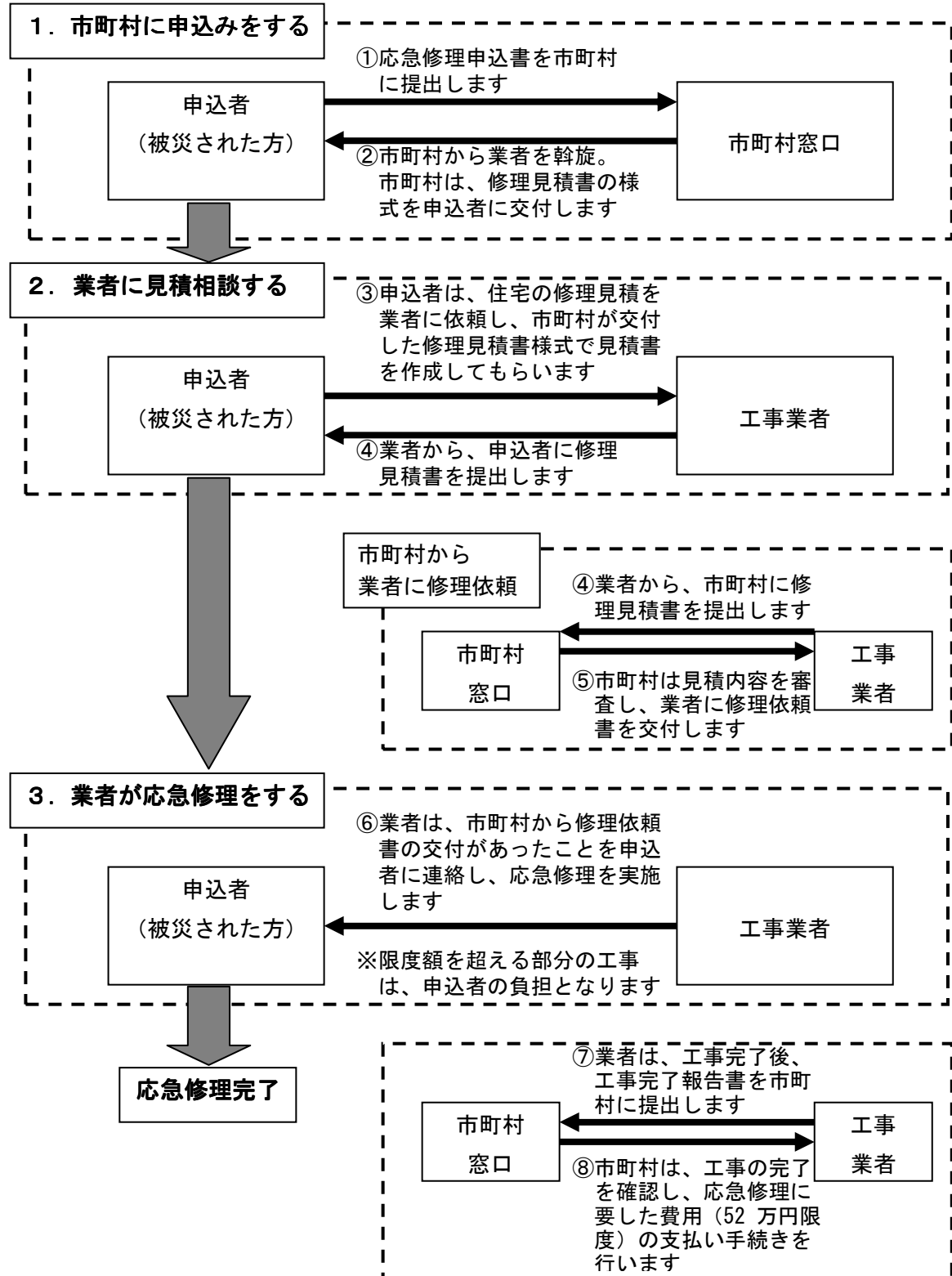
6 その他

このほか、全壊か大規模半壊の被害を受けた住宅は、被災者生活再建支援金を使って「住宅の応急修理制度」と合わせて住宅の補修を行うことができる。

7 工事完了期限

原則として災害発生日より1ヶ月以内です。

8 手続きの流れ



9 申請について

各市町村の住宅応急修理担当窓口